

中古品判断基準の策定の経緯

バーゼル条約

- 1980年代に欧米から途上国へ有害廃棄物が輸出され、投棄される事件が度々発生。
- UNEP(国連環境計画)の呼びかけで、有害廃棄物の越境移動を規制する国際条約をまとめる交渉が開始される。
- 1989年バーゼル条約が採択。1992年発効。日本は1993年に加入。
- 締約国間の有害廃棄物の移動については、事前通告・同意を得る手続きが必要となる。
- 規制対象物の輸出を行う場合は、輸入国において環境上適正な処理等が行われることが前提となる。

バーゼル条約におけるE-wasteの扱い

- 有害廃棄物リスト(附属書VIII)において、「電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず(有害な特性を有するもの等)」を規定。
- 有害な特性を有しないもの及び“直接再利用※を目的として、再生利用又は最終処分を目的としない電気部品又は電子部品”は対象外。

※直接再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。

- 使用済み電気・電子機器のリユース目的の輸出は条約の規制対象外。

国内で発生する 使用済み電気・電子機器の現状

- 特定家庭用機器（4品目）の23年度推計に基づけば、家庭・事業所からの排出3,136万台のうち、
 - リユースショップによる国内リユース:215万台
 - 中古品輸出業者による海外リユース:294万台
 - スクラップとしての国内処理:96万台相当
 - スクラップとしての海外輸出:362万台相当
 - (※) 製造業者等による再商品化:1,957万台

国内リユースの状況

- リユース店等へ直接持ち込まれたもの、不用品回収業者により回収されリユース店に売却されたもの、量販店で下取りされたものなど。
- 年式は、比較的新しいものが中心(3~5年程度)。
- 最新の機器については、モジュール化が進んでおり、汎用性のある部品の交換による修理が困難になりつつある。
- 故障していない部品同士の組合せによる再組立により修理される例もある。
- 修理工程で発生した残さは、国内で法に基づきリサイクル等されている。

海外リユースの状況

- 国内でリユースの需要がないものであり、品質の比較的低いものが輸出される傾向（年式が10年を超える古いものなど）。
- 輸出先で、基板のクリーニング、はんだの付け直し等による簡易な修理が行われている。また、部品の現地調達が可能であれば、部品交換による修理も行われている。
- 修理の際の部品交換用として、故障した機器もストックされている。
- 故障部品、修理残さについては、ジャンク品としての需要がある（資源回収目的）
- 電気・電子機器には有害物質が含まれるものが多く、現地の不適正なりサイクル処理による、健康被害、環境汚染が懸念される。

日本からの輸出品の販売状況



輸入後の修理・調整

(写真の提供: 寺園委員)

- 2014年1月、フィリピン、マニラにて。
- ブラウン管テレビが人気。1990年台後半～2000年台半ば製造が多い。液晶は壊れやすく嫌われている。
- ブラウン管テレビは、チューナーの調整、変圧器の組込などの後、販売。左の店は日本製専門、半年の補償付きで販売。
- 他に、韓国製のリユース品、中国製の新品も売られているが、日本製は丈夫で、修理しやすい点が好まれている。
- ブラウン管テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどは、故障しても修理して繰り返し使われている。部品の専門店も存在する。

不適正処理の状況

ジャンクショップ



路上や裏庭での**手解体**の作業



子供が**素手とサンダルでCRTの破壊作業**。シャドウマスクと電子銃を回収して、親に渡していた。



基板、ケーブルなどをグレードごとに分別
(左はPC由来、右はテレビ由来で、テレビの基板は日本語の記載も一定程度あり)

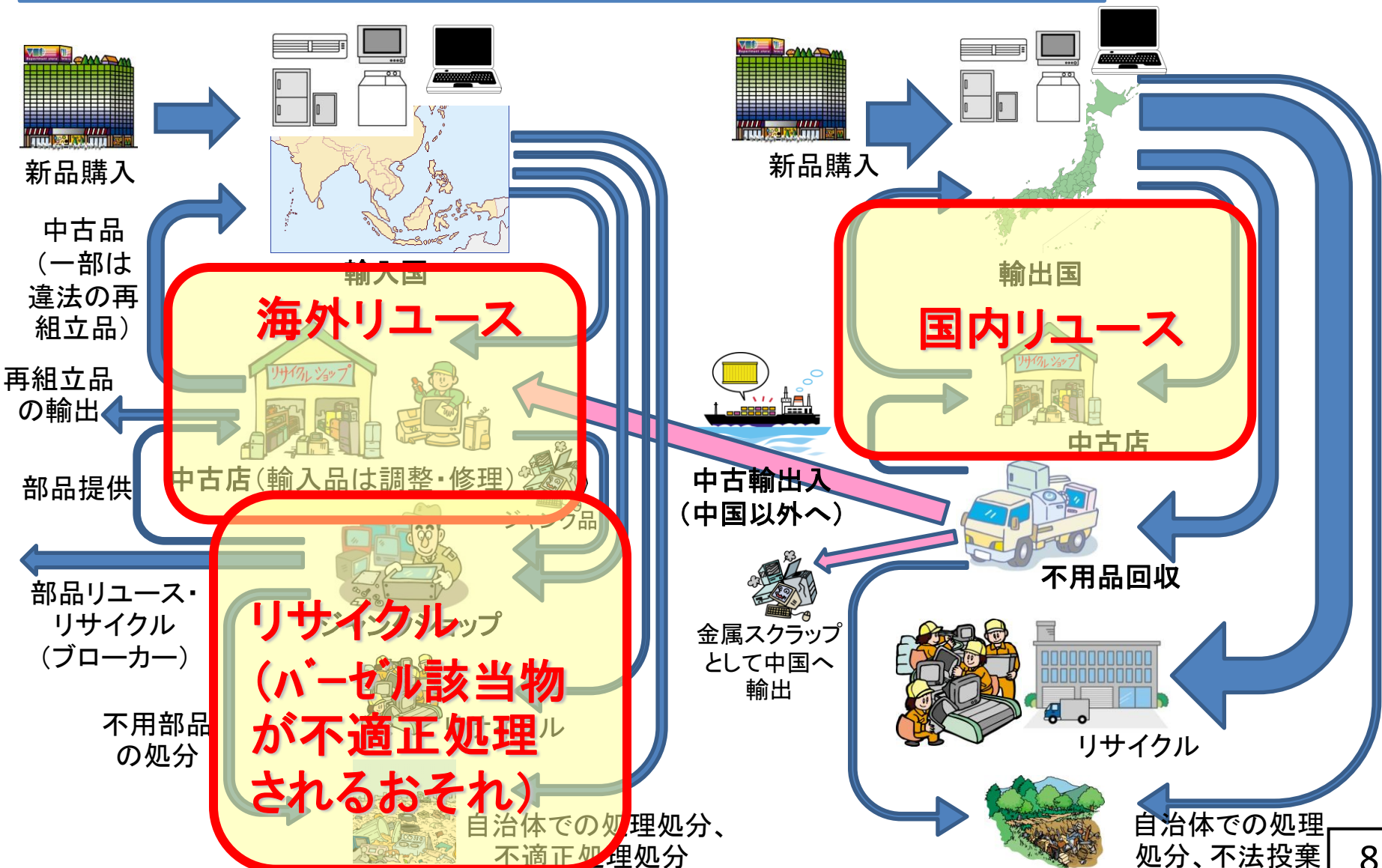


銅回収のための**ケーブルの野焼き**跡が散見された。

中古電気電子機器の輸出入国におけるフローのイメージ

海外で確実にリユースされることが確認できない場合は、部品や金属回収目的の輸出であることの懸念がある。

(寺園委員作成資料を基に作成)



注: 輸入国はフィリピンをイメージしているが、太さは概略であり品目によっても異なる。寺園(2013) 生活と環境, 58 (4), 42-48

シップバック事例

- 使用済み電気・電子機器に関するシップバック事例(バーゼル条約第9条に基づく不法取引の通報を受けた事例)は、平成24年、平成25年ともに4件発生している。

【具体例】

相手国	対象貨物	返送理由
香港	使用済み液晶モニター、ノートPC等	相手国の法令に従い、中古品と認められず、規制対象廃棄物に該当すると判断されたため
マレーシア	使用済みブラウン管モニター、デスクトップPC等	相手国の法令において要求されている「製造から3年以内」という中古品の基準を満たしていないと判断されたため
ナイジェリア	スピーカー、CDラジカセ等	相手国の法令等に従い、梱包状態、品質等から中古利用できない物であると相手国で判断されたため。

中古家電が輸出先で リユースされていないと考えられるケース

- 輸出者自身が現地で確実にリユースされていることを十分に確認していない場合
- リユースに適さないものと区別せずに収集、輸出されている場合
- 保管状況が悪いもの（野ざらし、雨ざらしなど）が輸出されている場合
- 適切に積載されておらず、運送途中に崩れ、破損してしまうと考えられる場合（輸送中の故障は、積み方に由来するものが多い）
- リユース品としての需要のない家電を輸出している場合

使用済み電気・電子機器の中古品判断基準

- 環境省・経済産業省は、輸出者自身がリユース品（バーゼル法の規制対象外）であることを証明するための基準の策定を検討。
 - ※平成21年に、使用済みブラウン管テレビを対象とした中古品判断基準を策定済み。
- 平成24年6月、ブラウン管テレビ以外にも対象を広げた中古品判断基準案を公表。検討会における議論等を経て、平成25年9月に中古品判断基準を公表。
- 本基準は平成26年4月1日から運用開始予定。

使用済み電気・電子機器の中古品判断基準

中古品として使用済み電気・電子機器を輸出しようとする者は、税関の検査等において、以下の判断項目に基づく説明が求められる。

<中古品の判断項目>

- ① 年式・外観（破損や傷・汚れ、年式等）
- ② 正常作動性（個々が正常に作動すること）
- ③ 梱包・積載状態（適切に梱包、積載及び保管状況）
- ④ 中古取引の事実関係（契約書等、取引の事実関係）
- ⑤ 中古市場（輸入国において確実にリユースされること）

バーゼル条約のE-wasteに関する取組み

- 「廃棄物と非廃棄物の区別に関するE-wasteガイドライン」が、第12回締約国会議（COP12）（2015年5月）における採択に向けて議論中。
- 使用済み電気・電子機器を中古品（非廃棄物）として扱う場合の判断に係る項目が盛り込まれている（中古品判断基準と同趣旨）。
- E-wasteガイドラインは国際的な指針となるものであり、中古品判断基準は、同ガイドラインと整合の取れた、国際的な要求に耐え得るものであることが必要。

正常作動検査の代替手段

- 基準の一項目である正常作動性について、ブラウン管テレビについては、1事業者がその代替的手段としてトレーサビリティシステム※を実施。
※現地での検品・修理を前提とした輸出について、輸出前に検査を行わない代替として、リユース状況の確認、リユース不可品の返送を行うもの
- 中古品判断基準の策定に当たり、第1回検討会において、代替手段の要件を明確化。要件を公表し、これを満たす提案を受付。
- 4社からの提案を受け、有識者・関係省庁による審査会で実施の可否を判断（資料2で詳述）。